

CBS NEWS

2021年10月1日発行

VOL. 13

仲秋の候、貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。
平素は、適正な技能実習生受入れにご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

国内のワクチン接種進展に伴い、接種証明等を活用した行動制限の緩和方針が発表されましたが、依然として外国人の新規入国制限解除やその要件については未定です。母国で待機している実習生のワクチン接種も進んでいますので、制限解除後には入国手続きがスムーズに進められるよう、送出し機関と連携をとってまいります。

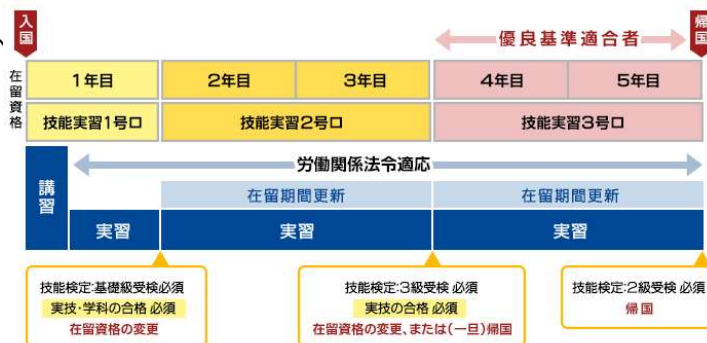
日増しに冷え込みが増す季節ですので、皆様くれぐれもご自愛ください。

Topic 01. 【技能実習】 優良な実習実施者の基準が改定されます

2021年1月発行のCBS NEWS VOL. 5で掲載をしましたとおり、「優良な実習実施者の基準」について、**2021年11月1日より新配点が適用**されます。

また、2021年8月1日付の技能実習制度運用要領の改正に伴い、基準項目が追加されました。※加点項目と配点は別紙参照

技能実習3号の受入れをお考えの企業様はお早めにご相談ください。



Topic 02. 【技能実習】 建設分野技能実習の新たな基準

令和4年4月1日から、建設関係職種等に属する作業に係る技能実習生の数について、**新たな基準が適用**されます。

令和4年4月1日からは建設関係職種等における技能実習について、**技能実習生の総数が常勤職員の総数を超えることができません。**(※優良な実習実施者は除く)

*例えば・・・

常勤職員3名の実習実施者の場合

●令和4年3月31日まで

1号3名まで、2号6名までの受入れが可能

●令和4年4月1日から

1号3名、2号0名 → 受入れ可能

1号2名、2号1名 → 受入れ可能

1号2名、2号2名 → 技能実習生の総数が常勤職員の総数を超えるため受入れ不可

第1号 (1年間)		第2号 (2年間)
基本人数枠		
実習実施者の常勤職員数	技能実習生の人数	基本人数枠の2倍
301人以上	常勤職員総数の20分の1	
201~300人	15人	
101~200人	10人	
51~100人	6人	
41~50人	5人	
31~40人	4人	
30人以下	3人	

4月1日時点で技能実習生の総数が常勤職員の総数を超えている場合は、**技能実習生数の調整が必要となります!**

建設技能実習のみ適用の基準です

建設業の特性を踏まえた対策が実施されています！

国交省は、建設業における技能実習制度の見直しを行い、また「特定技能」という在留資格の運用開始に伴って、両制度の整合性を図ることから、技能実習生の適正な就労環境確保のため、右の対策基準を設け、令和2年1月に施行されています。

該当企業様には随時ご案内をしていますが、新規技能実習生の受入れをお考えで、建設キャリアアップシステム登録等の手続きが完了されていない企業様は事務局までご相談ください。

対策1：月給制の義務化

日給制の建設技能労働者が季節による受注量の変動で仕事がない場合に手取り賃金がさがることに対応するもの。

対策2：建設キャリアアップシステムの登録義務化

受注した工事ごとに就労する現場が変わり、雇用主による労務・就労管理が難しいこと、他業者からの引き抜き等が多いことに対応するもの。

対策3：受入れ人数枠の設定／建設業許可を要件化

現場管理は元請、労働者を雇用するのは下請けの専門工事業者で、中小零細業者が大半であることに対応するもの。

Topic 03.【特定技能】協議会について

2021年9月に、当組合で初となる「特定技能1号」の許可が2名分おりました！ともに農業分野の受入れです。現在、申請準備の段階で時間を要しているのが、所管省庁が設置する協議会への加入手続きです。

■ 経済産業省 (製造業)

審査が厳しく、申請から2ヶ月で結果がでると言われているが、予想以上に時間を要している。

定められた日本標準産業分類に合致しているのかを、製造品出荷額が発生しているのか、等の観点から審査される。

■ 国土交通省 (建設業)

協議会加入は1ヶ月程度で可能。国交省HPより「建設特定技能受入計画」のオンライン申請を行い、その認定証を添付の上、特定技能1号への申請が可能。

早くて1ヶ月半から2ヶ月といわれているが、修正箇所等があった場合は、それ以上を要する。

■ 農林水産省 (農業)

初めて農業分野の特定技能外国人を受け入れた場合、当該特定技能外国人を受け入れた後4か月以内に協議会に加入することとなり、HP上での登録のみで可能。申請から1~2週間程度で「加入通知書」が届く。

各省庁により対応は様々ですが、多くの企業様で時間を要することが予想されます。

特に製造業、建設業で受入れをお考えの企業様はお早めにご相談ください。

■ 書類の記載内容に変更・訂正がある場合は、必ずご連絡ください！

よくある変更事項：代表者、登記役員、社名、本社所在地、宿泊施設の住所、雇用条件、など

■ 技能実習生や特定技能外国人の労務管理や指導などで、お困りごとがありましたらご相談ください。

【発行】

セントラルビジネスサポート協同組合

〒441-8014

愛知県豊橋市花田二番町 83-2

甲貴ビル 3階

TEL: 0532-39-5505 / FAX: 0532-39-5515

E-mail: office@cbs-japan.com

HP: <http://www.cbs-japan.com/>

【技能実習制度】

外国人技能実習機構

Organization for Technical Intern Training

HP:

<https://www.otit.go.jp/>

【特定技能制度】

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency in Japan

HP: <http://www.moj.go.jp/isa/index.html>

優良な実習実施者の基準について 2021年8月1日改正

以下の表で6割以上の点数（150点満点で90点以上）を獲得した場合に「優良な実習実施者」に適合することとなります。

1. 技能等の修得等に係る実績【最大70点】	配点
I 過去3技能実習事業年度の基礎級程度の技能検定の合格率 (旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)	95%以上 20点 80%以上95%未満 10点 75%以上80%未満 0点 75%未満 -20点
II 過去3技能実習事業年度の2・3級程度の技能検定等の実技試験の合格率 <計算方法> 分母：新制度の技能実習生の2号・3号修了者数 －うちやむを得ない不受検者数 ＋旧制度の技能実習生の受検者数 分子：(3級合格者数＋2級合格者数×1.5) ×1.2	80%以上 40点 70%以上80%未満 30点 60%以上70%未満 20点 50%以上60%未満 0点 50%未満 -40点
* 上記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がいない場合は、 過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者の、申請日時点の 3級程度の技能検定等の合格実績に応じて、右欄のとおり加点する。	左欄に該当する場合 合格者3人以上 20点 合格者2人 10点 合格者1人 5点 合格者0人 0点
III 直近過去3年間の2・3級程度の技能検定等の学科試験の合格実績 * 2級、3級で分けず、合格人数の合計で評価	合格者2人以上 5点 合格者1人 3点
IV 技能検定等の実施への協力 * 技能検定員又は技能評価試験の検定委員に相当する者を社員等から輩出 している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与を行う場合。	有 5点

2. 技能実習を行わせる体制【最大10点】	配点
I 直近過去3年以内の技能実習指導員全員の養成講習受講歴	有 5点
II 直近過去3年以内の生活指導員全員の養成講習受講歴	有 5点

3. 技能実習生の待遇【最大10点/合計が10点を超える場合も10点】	配点
I 第1号技能実習生の賃金（基本給）のうち最低のものと最低賃金の比較	115%以上 5点 105%以上115%未満 3点
II 技能実習生の賃金に係る技能実習の各段階ごとの昇給率	5%以上 5点 3%以上5%未満 3点
III 技能実習生の住環境の向上に向けた取組	(新配点) 有 5点

4. 法令違反・問題の発生状況【最大5点】		配点	
I 直近過去3年以内に改善命令を受けたことがあること (旧制度の改善命令相当の行政指導を含む。)	改善未実施	-50点	
	改善実施	-30点	
II 直近過去3年以内における失踪がゼロ又は失踪の割合が低いこと (旧制度を含む。)	ゼロ	5点	
	10%未満又は1人以下	0点	
	20%未満又は2人以下	-5点	
	20%以上又は3人以上	-10点	
III 直近過去3年以内に責めによるべき失踪があること。(旧制度を含む)	該当	-50点	

5. 相談・支援体制【最大45点】		配点	
I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること	有	5点	
II 受入れた技能実習生について、全ての母国語相談が可能な相談員を確保していること(旧制度を含む。)	有	5点	
III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるため当該技能実習生の受入れを行ったこと(旧制度下における受入れを含む。)	(新配点)		
	基本人数枠以上の受入れ	25点	
	基本人数枠未満の受入れ	15点	
IV 技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること	(新配点)		
	有	10点	

6. 地域社会との共生【最大10点】		配点	
I 技能実習生への日本語学習の支援	有	4点	
II 地域社会との交流機会を提供	有	3点	
III 日本文化を学ぶ機会を提供	有	3点	

3. III 技能実習生の住環境の向上に向けた取組 とは・・・

以下の①から③の宿泊施設を確保したうえで、在籍している全ての技能実習生に個室を確保している場合に加点されます。個室化を図る上で、技能実習生の意に反して転居することや同意のないままに居住費の負担が増すことは認められません。

①本人のみが利用する個室(4.5㎡以上)を確保し、当該個室が「寝室」の要件を満たすものであること。

※リビング、ダイニング、バス、トイレ等を共有する住居に複数人が居住する場合は、これら以外の居住を本人のみが利用できる(例:3LDKであればリビング、ダイニングを除く3部屋に1名ずつが居住する)居室が確保されていることが必要。

②技能実習責任者の責任の下、感染症予防対策を徹底していること。

※毎日の検温(記録を含む。)、アルコール消毒液の設置、ダイニングにアクリル板やビニールカーテンの設置など。

③技能実習生が自らの意思で住居を選び、自ら貸主と賃貸借契約を締結している場合であって、当該住居が上記①及び②のいずれにも該当するときは、実習実施者が賃料の20%以上の住宅手当の支給など経済的な補助を行っていること。